

中央区立豊海小学校いじめ防止基本方針

令和3年4月1日

1 いじめ問題の基本的な考え方

(1) いじめ防止基本方針策定の目的

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものであり、全体に許されない行為である。しかし、いじめは、どの学校のどの学級でも起こりうるものであり、全国的に深刻な状況が続いている。

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号 以下「法」という）第13条の規定及び「いじめ防止のための基本的な方針」（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）、「中央区いじめ防止基本方針」（平成27年1月14日）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「中央区立豊海小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

(3) いじめ防止に向けた学校の方針

- ① 児童生徒が安全に安心して学校生活を送れるよう、学校全体でいじめを生まない学校づくりを目指す。
- ② 学校はあらゆる教育活動を通じ、人権教育と道徳教育を充実させながら、児童の思いやりの心と自尊感情を育てるとともに、他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育成する。
- ③ 学校は、児童が主体となっていじめを生まない学校づくりを薦める意識を育むとともに、自治的自律的な活動を推進し、いじめの防止等に向けた主体的な取組が実践できるように指導・支援する。
- ④ いじめは、どの児童、どの学級にも起こりうるとの認識に立ち、学校は教職員一人一人の意識と指導力を高め、組織的に対応する。また、いじめの防止等に向け、家庭や地域、関係機関と連携し、情報を共有しながら指導に当たる。
- ⑤ 学校は、教育相談や個別の面談、児童への定期的なアンケート調査の実施など、児童一人一人の実態把握に組織的に取り組むとともに、いじめを受けた児童が安心して学校生活を送れるよう、その安全を確保し、周囲の児童が勇気をもっていじめに関する情報を発信できる体制を構築する。

(4) 学校および教職員の責務

いじめが行われず、全ての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や各種関係機関と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめ防止等のための組織「学校いじめ対策委員会」

(1) 委員会の設置

法第22条の規定、及び「中央区いじめ防止基本方針」に基づいて、「学校いじめ対策委員会」を組織する。

(2) 所掌事項

本委員会は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の中核となる役割をもち、いじめを未然に防止するための対策を推進するとともに、いじめへの早期対応を迅速・適切に行うために、教育委員会、PTA、地域社会、関係諸機関と連携して実効的な取組を行う。

(3) 委員構成

本委員会は、校長・副校長・教務主幹、生活指導主幹、各学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラーを委員として構成する。なお、必要があれば他の教職員や指導主事、児童相談所員、子ども家庭支援センター員、などを加えることができる。

(4) 内容

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の計画立案と実施に関する進行管理を行う。
 - ・いじめの早期発見に関すること
 - ・いじめ防止に関すること
 - ・いじめ事案に対する対応に関すること
- ② いじめが心身に及ぼす影響その他いじめの問題に関する児童の理解を深める
- ③ 生活指導上問題をもつ児童についての情報を共有し、指導方針を明確化する。
- ④ 本対策委員会は、毎月1回開催する。

3 段階に応じた具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ① 「いじめは絶対に許されない」という強い認識を学校の全教育活動を通して児童一人一人に徹底し、いじめを発生させない環境作りをする。さらに、互いに認め合う学級経営の充実を図り、学級における適切な人間関係が構築できるよう支援する。
- ② 学習指導において児童が主体的に学習に参加し積極的に他者と関わる場面を設け、他者とともに学ぶことで充足感や満足感を得られるようにする。
- ③ 人権教育を推進するとともに、道徳の時間の充実や道徳教育を積極的に推進する事を通して豊かな心や相手を尊重する心を育み、「いじめを許さない心」「いじめにかかわらない態度」「いじめをしない行動力」を育成する。
- ④ 日常の挨拶運動や代表委員会が主体となった挨拶週間、縦割り班などによる異学年交流、毎日の清掃活動、クラブや委員会、係活動など子供たちが様々な場面で積極的に他者と関わり、自己有用感を高めたり、達成感を味わったりできる学校生活となるように年間での指導を工夫するとともに、教員が積極的に指導する。
- ⑤ 教職員のいじめの未然防止に対する意識を高めるための研修会を開くとともに、日常の言動にも気を配り適切に児童の指導を行う。さらに、児童の日常の様子を適切に捉え、心の変

化に適宜対応するようにする。

- ⑥ 家庭・地域ぐるみでいじめを起こさない取組を行うために、学校の方針説明や協力依頼、家庭教育学級などの研修の積極的情報提供、学級懇談会における保護者との協議などを積極的に行う。
- ⑦ インターネットを使いたいじめに係わらないようにするために、メディアリテラシーに関する授業を積極的に取り入れ、児童への啓発を行う。

(2) 早期発見のための取組

- ① 各学期に1回、いじめに関するアンケートや担任によるクラス全員への面談を実施し、いじめの兆候を捉えるようにする。
- ② 日常の児童のつぶやきや行動に着目し、言動の変化を捉えた場合には、学校いじめ対策委員会において確認・協議する。
- ③ 休み時間の校舎内外の巡視により、児童の変化を捉えたり、集団での不適正な行動を発見したりすることで、早期に発見指導できるようにする。
- ④ 都のスクールカウンセラー、区のスクールカウンセラーによる児童面接を実施し、児童がより悩みを話しやすくなる環境を整えるとともに、悩みの背景にいじめがないかを確認する。
- ⑤ 児童と教師との信頼関係を構築し、学級内での悩みを教師に打ち明けやすい環境作りに努める。
- ⑥ 児童や保護者から相談をしやすい環境を整えるとともに、いじめ相談窓口があることを周知する。

(3) 早期対応のための取組

- ① いじめが疑われる状況を確認したときには、早急に複数の教員が状況を確認し、いじめられていることが疑われる児童の安全を確保し、その後、適切な情報収集や指導が行えるようにする。また、学校いじめ対策委員会を通じて組織的に対応する。
- ② いじめについての通報があったときには、いじめられている児童やいじめを通報してきた児童の安全を確保し、その後保護者や友人などからの情報収集をもとに事実関係の把握に努める。また、学校いじめ対策委員会を通じて組織的に対応する。
- ③ いじめを行った児童に対して、毅然とした態度で自らの行為の責任を自覚させる指導を行い、今後同じようないじめを行わないようにさせる。指導の効果が見られない場合には保護者にその状況を伝えるとともに、教育委員会とも協議して、出席停止の措置を講じる。必要に応じて児童相談所と協議し保護施設への送致を行う。犯罪行為として扱うべき事案に関しては警察に通報する。
- ④ いじめを見ていた児童に対しては、いじめについて自分の問題として捉えるよう指導し、今後同じことにならないようにさせる。
- ⑤ いじめを行った児童の保護者に対しては、その事実を正確に伝え、学校と協力して家庭でも適切な指導を行うように要請するとともに、その後の児童の行動について見守りを行うように要請する。
- ⑥ 必要に応じて臨時保護者会を開催してその経過と今後の対応について説明し、再発防止に努める。
- ⑦ 保護者からの通報に対しても積極的に情報収集に当たり、事実関係の把握に努め、適切な指導につなげられるようにする。

- ⑧ 関係機関と日常的に連携を行う。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより生命・身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
 - ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき
 - ・ 相当の期間とは年間30日間を目安とするが、個々の児童の状況を十分把握する。

(2) 報告と対応

- ① 学校は重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会へ報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

- ① 調査は重大事態に適切に対処するために必要とされる内容を実施し、同種の事態の発生の防止に資するために行う。
- ② 調査の主体は、教育委員会が判断し決定する。
- ③ 学校が主体となって調査を行う場合には、「学校いじめ対策委員会」を中心として実施する。
- ④ 学校で行う調査では、重大事態に至る要因となったいじめ行為が「いつ」「だれから」「どのような様態で」「いじめを生んだ背景事情の問題点」「教職員の対応」などの事実関係を明確にする。
- ⑤ 教育委員会が調査を実施する場合には、学校は教育委員会の指示の下、必要な資料の提出など調査に協力する。

(4) 調査結果の提供及び報告

- ① 学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。
- ② 教育委員会は調査結果を区長に報告する。